

(資料) 会計年度任用職員の休暇等

1 年次有給休暇

任用の日から6ヶ月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤した場合に、次の1年間において年次有給休暇を付与します。

【参考：会計年度任用職員の年次有給休暇】

週の勤務日	1年間の勤務日数	勤続年数ごとの年次有給休暇の日数						
		6月	1年6月	2年6月	3年6月	4年6月	5年6月	6年6月
4日	169日 ～ 216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日 ～ 168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日

2 特別休暇

会計年度任用職員に、常勤職員とのバランスに配慮し、下記の特別休暇を付与します。

【参考：会計年度任用職員の特別休暇】

休暇の名称	説明						有無給
病気休暇	①公務上の負傷・疾病 療養に必要な期間						無給
	②その他の負傷・疾病 下表のとおり						
	週の勤務日数	5日	4日	3日	2日	1日	
	年間勤務日数	217日 以上	169日 ～ 216日	121日 ～ 168日	73日 ～ 120日	48日 ～ 72日	
付与日数	10日	7日	5日	3日	1日		
公民権行使	公民としての権利の行使 必要と認める期間						有給

官公署出頭	裁判員等として官公署に出頭 必要と認める期間	有給										
出産（産前後）	出産予定日前6週間（多胎14週間） 産後8週間	無給										
妊産婦健康診断等	○妊娠6箇月まで.....4週間に1日まで ○妊娠7～9箇月まで...2週間に1日まで ○臨月.....1週間に1日まで ○産後1年後まで.....1日まで.....	無給										
妊娠中通勤緩和	勤務時間の初めと終わりに1時間まで	無給										
妊娠障害	7日の範囲内で、そのつど必要な期間	無給										
保育時間	1日2回、各30分以内 ※男性の場合は、女性の保育時間を控除	無給										
生理	3日以内	無給										
忌引き	親族が死亡したとき <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>日数</th> <th>親族</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7日</td> <td>配偶者・父母</td> </tr> <tr> <td>5日</td> <td>子</td> </tr> <tr> <td>3日</td> <td>祖父母（代襲相続7日）、兄弟姉妹、 父母の配偶者又は配偶者の父母（生計同一7日）</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>孫、おじ又はおば（代襲相続7日）、 子の配偶者又は配偶者の子（生計同一5日）、 祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母（生計同一3日）、 兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹（生計同一3日）、 おじ又はおばの配偶者</td> </tr> </tbody> </table>	日数	親族	7日	配偶者・父母	5日	子	3日	祖父母（代襲相続7日）、兄弟姉妹、 父母の配偶者又は配偶者の父母（生計同一7日）	1日	孫、おじ又はおば（代襲相続7日）、 子の配偶者又は配偶者の子（生計同一5日）、 祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母（生計同一3日）、 兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹（生計同一3日）、 おじ又はおばの配偶者	有給
日数	親族											
7日	配偶者・父母											
5日	子											
3日	祖父母（代襲相続7日）、兄弟姉妹、 父母の配偶者又は配偶者の父母（生計同一7日）											
1日	孫、おじ又はおば（代襲相続7日）、 子の配偶者又は配偶者の子（生計同一5日）、 祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母（生計同一3日）、 兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹（生計同一3日）、 おじ又はおばの配偶者											
感染症交通制限等	必要と認める期間	有給										
住居滅失	1週間以内	有給										
結婚	5日以内	有給										
看護	5日以内（小学校就学前の乳幼児が2人以上10日）	無給										
短期介護	5日以内（要援護者が2人以上10日）	無給										

出勤困難	必要と認める期間	有給				
通勤途上	必要と認める期間	有給				
骨髄等ドナー	必要と認める期間	無給				
夏季	6月30日までの間、全勤務日の8割以上出勤	有給				
	<table border="1"> <tr> <td>週の勤務日数</td> <td>3日</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>夏季休暇</td> <td>1日</td> <td>2日</td> </tr> </table>		週の勤務日数	3日	4日	夏季休暇
週の勤務日数	3日	4日				
夏季休暇	1日	2日				

3 介護休暇・介護時間（無給）

要介護者につき3回以内、通算93日以内で必要な期間

右の要件全てを 満たす 会計年度任用職 員	<ul style="list-style-type: none"> ○1年以上継続勤務している者 ○介護休暇開始予定日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに任期が満了し、更新されないこと又は引き続き採用されないことが明らかでない職員 ○1週間の勤務日が3日以上又は年間の勤務日が121日以上の職員
--------------------------------	---

4 育児休業・部分休業（育児時間）

職員の子が1歳6箇月に到達するまでの期間

右の要件全てを 満たす 会計年度任用職 員	<ul style="list-style-type: none"> ○1年以上継続勤務している者 ○子が1歳6箇月到達日までに、任期が満了し、引き続き任用されないことが明らかでない職員 ○1週間の勤務日が3日以上又は年間の勤務日が121日以上の職員
--------------------------------	--

5 職務専念義務の免除

勤務中は、職責から離れることはできませんが、次の場合、職務に専念する義務の免除する特例があります。

- 研修を受ける場合
- 厚生に関する計画の実施に参加する場合 等